

事業計画書

2019年1月1日～2019年12月31日

公益財団法人 日本相撲協会

2019年度事業計画

1. 目的及び事業

この法人は、太古より五穀豊穰を祈り執り行われた神事（祭事）を起源とし、我が国固有の国技である相撲道の伝統と秩序を維持し継承発展させるために、本場所及び巡業の開催、これを担う人材の育成、相撲道の指導・普及、相撲記録の保存及び活用、国際親善を行うと共に、これらに必要な施設を維持、管理運営し、もって相撲文化の振興と国民の心身の向上に寄与することを目的とし、その目的を達成するために、以下の3つの事業を行います。

《公益目的事業》

「相撲文化の普及振興」を事業の内容とし、本場所や地方巡業など相撲競技の公開、それを担う人材の育成、青少年・学生等への指導普及、相撲記録の保存及び活用を通じ、相撲文化の普及振興と国民の心身の向上を目指します。

《収益事業》

(1) 「貸館」事業として、国技館を東京本場所以外の時期に、催し物等の会場として一般事業会社等へ賃貸を行います。

(2) 「広告・物品販売」として、国技館内、地方場所の館内外広告および呼出着物広告枠の販売を行います。また、協会公式グッズの企画製作・販売を行います。

(3) 「一般外来診療」として、国技館内に設置されている相撲診療所において、一般外来診療を行っています。

これら3事業を収益事業とし、収益の向上及び相撲競技以外の国技館の有効活用を目指します。

《その他の事業（相互扶助等）》

「協会員福利厚生」を事業の内容とし、協会関係者の福利厚生を行います。

2. 公益目的事業（相撲文化の普及振興）

(1) 本場所及び巡業の開催

①本場所の開催

相撲の一般公開として、本場所を年6回（東京3回、大阪1回、名古屋1回、福岡1回）行います。本場所は、単なる競技スポーツやその興行ではなく、相撲が本来持つ伝統芸術や神事性等の文化の振興と、次世代への継承を図るものであり、我が

国の伝統的文化として重要な役割を果たす本協会の基幹事業と認識し、各国使節団や在日外交官等の相撲観覧には積極的に便宜を与え、諸外国との親善に寄与するとともに国技相撲の紹介に努めます。

また、初日の前日には、立行司が祭主となって祝詞を奉上し、供物を捧げて場所中の安全と興行の成功、さらには国家の安泰、五穀豊穰を祈念する土俵祭を、国技館や本場所会場を一般に公開して執り行います。

2019年の相撲競技の公開実施計画は、次の通りです。

場所	番附発表	初日	千秋楽	举行場所
1月場所	2018年 12月25日	1月13日	1月27日	国技館
3月場所	2月25日	3月10日	3月24日	エディオンアリーナ大阪
5月場所	4月30日	5月12日	5月26日	国技館
7月場所	6月24日	7月7日	7月21日	ドルフィンズアリーナ
9月場所	8月26日	9月8日	9月22日	国技館
11月場所	10月28日	11月10日	11月24日	福岡国際センター

公益財団法人として、更なる収益構造の改善に努めます。入場券のコンビニエンスストア販売、インターネット販売の強化による販売網の拡大や、前半平日の販売強化等、販売促進と業務の効率化を図ります。

本場所開催時には、番附表・星取表・本場所パンフレット・英文パンフレットの製作と販売、懸賞広告の掲出、レンタルラジオの貸し出しなどを行います。

本場所の千秋楽の翌日、理事長の諮問を受け、横綱推薦、その他横綱に関する諸案件について審議・答申を行う横綱審議委員会を開催します。また、横綱審議委員による稽古総見も実施します。

本場所開催前には、報道関係者、相撲案内所等をまじえて、御免祝（江戸時代に相撲興行を行うため、寺社奉行より許可＝「御免」を得てお祝いをした行事を、現在も伝統として引き継いでいる）を開催しています。

②巡業の開催

イ) 本場所開催地以外の地方を巡回し、相撲の公開を行い、相撲文化の普及振興を

図ります。

春巡業・・・主に関東・東海・近畿を巡回します。

夏巡業・・・主に東北・北海道・信越を巡回します。

秋巡業・・・主に東海・北陸・関西・中国・四国を巡回します。

冬巡業・・・主に九州・沖縄を巡回します。

ロ) 特別興行として、2019年2月10日(日)にフジテレビ主催の「日本大相撲トーナメント」を開催します。

ハ) 日本国と公演国の友好親善と文化交流に貢献することを目的とし、海外公演や海外巡業の交渉を進めてまいります。

二) 巡業各地において、大風や地震等の大規模災害に被災された地域に対して、横綱復興土俵入りや慰問、寄附金を贈ることで、復興支援を行います。

③ その他

イ) 明治神宮、伊勢神宮、熱田神宮等にて奉納相撲及び横綱土俵入りをを行います。

ロ) NHK厚生文化事業団が主催する「福祉大相撲」は、2019年2月9日(土)に開催されます。当協会は、NHKの要請に基づき例年通り、全面的に協力していきます。

(2) 相撲道の伝統と秩序を維持するために必要な人材の育成

相撲は単なる競技スポーツではなく、神事や様式美等、日本固有の伝統文化芸術の側面を有しています。そうした相撲道の伝統と文化を維持するための人材の育成は極めて重要であることから、人材育成を相撲事業の一環として注力してまいります。

力士、行司、呼出、床山となることを希望する者の中から、一定の基準(身長、体重、年齢等)を満たす者を協会員として登録した上で、年寄が運営する相撲部屋の所属員として育成を行います。

力士は、登録から半年間にわたり相撲教習所において指導員、外部講師による教養講座や実技指導などの一定の研修を受け、相撲の基本の取得、相撲道の理解を深めるとともに、一般常識を養います。また、相撲部屋においても育成を行い、土俵上の礼儀、作法や、立会いの指導のみならず、日常の礼儀作法の教育も行います。

行司、呼出、床山において、特に実技指導については、職域団体である行司会、呼出会、床山会が行います。

(3) 青少年、学生等に対する相撲道の指導普及

青少年や学生等に対し相撲競技等の指導普及活動を行い、相撲文化の振興と国民の心身の向上を図るため、下記の業務を行います。

①相撲大会の後援・協賛等を行い、特に子供の大会等の実施には国技館を無料で貸し出します。

イ) 全国中学校相撲選手権大会の後援

ロ) わんぱく相撲の指導・後援（相撲部屋での無料宿泊を受け入れ）

ハ) 地方における少年相撲教室開催の後援

ニ) 全国都道府県中学生相撲選手権大会の協賛

ホ) 一般相撲指導者の相撲研修の実施

ヘ) 全国で開催される子供の相撲大会へのメダル等の寄贈

②「相撲健康体操」の指導普及を行います。

夏休み期間を利用して、15日間、国技館エントランスにて実施。入場無料で、年寄・力士が直接指導します。

③ 大相撲の歴史や文化について一般に認知を広げるための、国技館を利用した博覧会など催し物の開催を検討します。

④相撲文化を通じた福祉活動、慈善活動、地域活動を行い、それらの活動を普及推進し地域への貢献や活動を推進します。

⑤各地相撲道場会員の進級試験及び親善相撲大会を開催し、段位、級位を授与します。その際、受験料や参加費を無料とします。

⑥東京都の4つの相撲道場に対して、運営助成金の支給などの支援を行います。

⑦夏期、少年スポーツ団体や小中学校の部活動に対して、相撲部屋の開放を行い、相撲部屋の稽古や食事を体験できる機会を設けます。

⑧大相撲のもつ歴史的側面や様式美を周知するため、漫画形式の冊子として、「大相撲伝」「大相撲入門編」を、引き続き一般の方々に無料配布します。

（4）広報活動

相撲文化の普及のため、随時、情報提供・情報発信を行います。

①SNS（ツイッター・インスタグラム・ティックトック等）、ユーチューブ等動画を中心とした情報発信を充実させ、より親しみやすい内容の情報提供に努めます。

②外部イベントやタイアップキャンペーンへの協力など、広報宣伝活動を活発に進めます。

③公式キャラクターの活用を積極的に行い、若・低年齢層、女性層のファン拡大に努めます。

④大相撲の潜在的な要素に新たな価値を見出し、より魅力的で充実した企画を提案します。

⑤機関紙「相撲」の刊行をベースボールマガジン社に委託し、相撲の普及を図ります。

(5) 相撲記録の保存及び活用

相撲文化を後世に残し、また相撲文化の普及に活用するために、相撲競技等記録の制作・保存、開示を行います。保存映像の高画質化・デジタル化を進め、新たな保存方法を確立、記録映像を有効に活用する方法を策定し、相撲の普及に努めます。また、協会が所有する全ての映像をファイル化し、デジタルアーカイブ化を進め、貴重な映像の永久保存を図ります。

(6) 相撲博物館の維持及び管理運営

資料の収集および整理・修復を行い、展覧会や展示解説を通じて、大相撲の普遍的、潜在的な魅力を積極的に発信していきます。

所蔵品をより良好な状態で後世に引き継ぐため、2Dあるいは3Dの画像・映像にして、デジタルアーカイブシステムに取り入れます。

所蔵品を再現した復刻版やデジタルデータを活用した企画を検討します。

大相撲の文化や歴史に親しんでもらう参加型のイベント開催を検討します。

3. 収益事業

(1) 貸館事業

公益目的事業である相撲競技の公開のため、国技館を東京本場所の3回の興行で使用しますが、それ以外の時期については、催し物等の会場として一般事業会社等へ、有料で貸し出しを行います。

特に公共性の高い催し物・イベントについては、その内容に応じて使用料の減免も行います。

(2) 広告・物品販売事業

本場所及び巡業における広告・協賛の募集拡大に努めます。

協会公式グッズの企画制作・販売に関しては、引き続き、大学との「産学連携」を

行い、大学と連携をして新規のグッズ開発を行い、さらなる相撲ファン層の拡大を図るとともに、大学の研究開発や人材育成に貢献します。

商品開発室においては、博物館等と連携し、保有する相撲の記録について展示以外の新たな活用を企画し、今後も相撲の魅力を身近に感じてもらえるような商品を開発していきます。

(3) 一般外来診療事業

国技館内に設置されている相撲診療所において、一般外来の診療を行います。

4. その他の事業（協会員福利厚生事業）

(1) 相撲診療所は、年寄・力士・行司等の協会員及び職員とその家族の福利厚生のため、診療、定期健康診断を無料で行います。

(2) 力士等の業務上の傷病に対して、その治療費のうち個人負担分（30%）を除いた費用を負担します。

(3) 力士の健康保全・怪我の防止を主眼とした、簡易のリハビリテーションセンター開設や、テーピング講座を引き続き実施します。

(4) 職域毎に設けられた親睦団体（年寄総会、力士会など）に対して助成金を支給します。

(5) 力士の引退後の就労支援を主眼とした、教習所における半年間の実務・学科履修による学歴認定案を検討します。

(6) 国技館及び相撲部屋のAED（自動体外式除細動器）の更新を行い、その際には国技館および相撲部屋で講習会を実施します。

5. 法人の運営・管理

(1) 維持員制度の主旨に賛同していただける法人あるいは個人の方々を募り、寄付金収入（維持費）の確保に努めます。

(2) 老朽化している国技館を維持・経営するため、将来の全面建て替えを踏まえた国技館の改修工事を引き続き行います。

(3) 国技館が2020年東京オリンピックのボクシング会場として予定されていることから、組織委員会とも綿密な連携を取り、その運営に協力します。

- (4) 「暴力団等排除宣言」を厳守することや、施行された「暴力団排除条例」を確実に実行し、暴力団排除の気運をより高めるとともに、「相撲競技観戦契約約款」に基づき、引き続き、反社会的勢力の排除を推進していきます。
- (5) 暴力問題の再発防止に関して、理事長が「暴力決別宣言」を発したとおり、一切の暴力と決別すべく、暴力問題再発防止検討委員会から提出された報告書に基づき、再発防止策を実行してまいります。
- (6) 危機管理委員会およびコンプライアンス委員会において、これまで以上に不祥事に対する予防、発生した不祥事に対する適宜・適切な対応および再発防止を行い、危機管理体制の強化に努めます。
- (7) より一層のコンプライアンスの徹底、組織ガバナンス強化を図るため、コンプライアンス委員会に各一門から選ばれた親方を委員として選任し、各一門、各相撲部屋と協会本部、危機管理委員会が緊密に連携していく組織体制を構築します。また、組織ガバナンスに関しては、これまで歴史的に協会運営に携わってきた年寄総会や各一門を協会内部の正式な組織体とすることで協会本部、年寄、各一門及び相撲部屋の関係を強化し、組織ガバナンスを徹底します。

以上